

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成30年11月26日（平成30年（行情）諮問第524号）

答申日：平成31年4月22日（平成31年度（行情）答申第6号）

事件名：「北東アジア課基礎資料集－北朝鮮－」の最新版の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる2文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年10月22日付け情報公開第01258号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）意見書

ア 文書6の21枚目は北朝鮮外務省機構図であるから、対外的に公にされている部局も存在するはずである。それらも含めて不開示とするのは理由がない。

イ 諮問庁の理由説明書では、文書8の40頁目は29行目～32行目までが不開示の範囲のはずだが、交付された複写では36頁目以下5頁（すなわち36～40頁まで全頁）が不開示とされている。

この点を改めて開示の実施のやり直しを求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）経緯

外務省は、平成30年6月20日付けで受理した審査請求人からの開示請求「「北東アジア課基礎資料集－北朝鮮－」の最新版」に対し、法11条による特例延長を行い、相当の部分の決定として1件の文書を特定し、開示する決定を行った（同年8月20日付け情報公開第0091

6号)。

次いで外務省は、8件の文書を特定の上、文書2ないし文書5、文書7及び文書9を開示、文書6及び文書8を部分開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、同年11月3日付けで当該不開示決定の取消しを求める旨の審査請求を行った。

(2) 理由

ア 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、外務省アジア大洋州局北東アジア課が平成30年2月に作成した「北東アジア課基礎資料集－北朝鮮－」に含まれる以下の2文書である。

文書6 第一部北朝鮮全般 4. その他

文書8 第二部対北朝鮮制裁 2. 対北朝鮮措置等

イ 不開示とした部分について

(ア) 文書6の20頁目、21頁目及び33頁目並びに文書8の40頁目29行目ないし32行目までは、外務省が種々の情報源から独自に入手した情報に基づく記述であり、公にすることにより、外務省の情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれ及び他国等との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。

(イ) 文書8の35頁目3行目ないし最終行まで、36頁目ないし39頁目まで及び40頁目の29行目ないし32行目までを除く部分には、公にしないことを前提とした国の機関内部における未成熟な検討の内容に関する記述があり、公にすることにより、政府機関内部の活発な情報分析活動及び率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした。

なお、決定通知書付属の「不開示理由一覧」において、理由2の不開示条項は「5号」と記載されているが、3号を追加する。

ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分の一部取消しを求めている。しかしながら、処分庁は、上記イのとおり、対象文書の不開示事由の該当性を厳正に審査した上で原処分を行っており、審査請求人の主張には理由がない。

エ 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

2 補充理由説明書

上記1(2)イ(イ)に掲げる部分については、法5条3号及び5号に該当するとして不開示としたが、当該部分は、これを公にした場合、処分庁における情報分析活動に支障を来し、その結果、機動的な政策の立案が困難になるなど、外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、同条6号の不開示事由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|------------------------------------|
| ① | 平成30年11月26日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年12月4日 | 審議 |
| ④ | 同月18日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 平成31年3月11日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月25日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同年4月18日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる2文書であり、処分庁はその一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、上記第3の2のとおり法5条6号に係る不開示理由を追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する

2 不開示情報該当性について

(1) 文書6について

ア 文書6の20頁目、21頁目及び33頁目の不開示部分には、北朝鮮の統治機構及び軍備に係る具体的な情報が記載されていることが認められる。

イ 審査請求人は、意見書(上記第2の2(2)ア)において、「21枚目は、北朝鮮外務省機構図であるから、対外的に公にされている部局も存在するはずである。」旨主張することから、当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

北朝鮮外務省の部局については、対外的に一部公表されている部局も存在する。しかしながら、21頁目の北朝鮮外務省機構図は、外務省が種々の情報源から独自に入手した情報に基づき作成した資料であり、公表されている内容ではないことから、当該部分を公にした場合、外務省が収集・分析した情報の具体的な内容等が明らかとなり、国の

安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため不開示とした。

ウ 文書6の21頁目の不開示部分に係る上記イの諮問庁の説明は首肯でき、その余の部分を含め文書6の不開示部分は、これを公にすることにより、外務省が収集・分析した情報の具体的な内容等が明らかとなり、結果として、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 文書8(40頁目の29行目ないし32行目)について

上記の不開示部分には、国際連合安全保障理事会決議(以下「安保理決議」という。)等に基づく資産凍結の対象について、外務省が独自に分析した内容が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、外務省が収集・分析した情報の具体的な内容等が明らかとなり、結果として、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 文書8の35頁目(1行目及び2行目を除く部分)ないし40頁目(29行目ないし32行目を除く部分)について

ア 上記の不開示部分には、安保理決議等に基づき資産凍結の対象とされている団体及び個人に係る具体的な情報(以下「本件情報」という。)が記載されていることが認められる。

イ 本件情報を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

(ア) 安保理決議において、北朝鮮に対する措置として資金凍結の対象とされた団体名及び個人名等(以下「団体名等」という。)は、国際連合のウェブサイトにおいて公表されている。

(イ) 文書8の35頁目ないし40頁目は、「安保理決議等に基づき資産凍結の対象としている団体・個人リスト(2018年(平成30年)1月現在)」であるが、これは、安保理決議に基づく資産凍結の対象として公表されている団体名等を参考に、処分庁において、差し当たりの検討資料として独自に作成したものであるため、一部には事実関係等の確認が不十分な記述も含まれている。

よって、本件情報を公にした場合、処分庁における未成熟な検討内容が明らかになる。その結果、政府機関内部において活発な情報分析活動及び率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるほか、未確認の情報につき、それがあたかも外務省の公式見解である

かのような誤解を招き、かかる誤解に基づいた批判を回避しようとして、担当職員が未確認の情報に係る報告をちゅうちょすることで、処分庁における暫定的な資料の作成や情報収集が困難になるおそれがあるため不開示とした。

ウ 当該部分は、外務省内部での差し当たりの検討資料として作成した文書の一部であって、事実関係等の確認が不十分な記述が含まれていることから、本件情報を公にすることにより、当該記述の正確性に対する批判を回避しようとして、担当職員が未確認の情報に係る報告をちゅうちょするなど、処分庁における暫定的な資料の作成や情報収集が困難になるおそれがあるとする上記イ（イ）の諮問庁の説明は否定し難い。

よって、当該部分は、これを公にすることにより、外務省における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、意見書（上記第2の2（2）イ）において、文書8の不開示部分について、「40頁目は29行目～32行目までが不開示の範囲のはずだが、交付された複写では36頁目以下5頁（すなわち36～40頁まで全頁）が不開示とされている」旨主張している。

しかしながら、原処分の開示決定通知書における「不開示理由一覧」を確認したところ、文書8の不開示とした部分につき、理由番号1に係る部分を「40頁の29行目から32行目まで」、理由番号2に係る部分を「35頁目3行目から最終行まで、36頁目から39頁目まで、40頁目のうち29行目から32行目を除く部分」とそれぞれ記載していることから、文書8については、35頁目の3行目以降及び36頁目ないし40頁目を不開示としたものと認められる。

したがって、審査請求人の上記主張を採用することはできない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条3号、5号及び6号に該当することから不開示とすべきとしていることについては、不開示とされた部分は、同条3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子，委員 佐藤郁美，委員 中川丈久

別紙

文書 6 第一部北朝鮮全般 4. その他

文書 8 第二部対北朝鮮制裁 2. 対北朝鮮措置等

※ 文書番号は，原処分の別紙の番号に合わせたものである。